

令和8年度創業者応援マルシェ（仮称）企画運営委託事業に係る
企画提案募集要項

1 業務概要

- (1) 業務の目的
創業間もない事業者や起業を目指す者等へテストマーケティングの場を提供し、事業者コミュニティの形成及び万代庁舎のにぎわい創出を図ることを目的とする。
- (2) 業務名称
令和8年度創業者応援マルシェ（仮称）企画運営委託事業
- (3) 業務内容
別添仕様書に記載のとおり
- (4) 事業主体
徳島県
- (5) 委託期間
契約締結日から令和9年3月31日（水）まで
- (6) 委託料上限額
500千円（消費税及び地方消費税相当額（税率10%）含む）

2 業務仕様

別添仕様書を参照

3 参加資格

- 応募できる者は、次の（1）～（10）の要件をすべて満たす者とする。なお、（4）については、資格確認のため、徳島県警察本部に照会する場合がある。
- (1) 徳島県内に本社又は営業所等を置く、民間事業者、NPO法人等の法人、個人事業主または任意団体であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていない者であること。
 - (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
 - (5) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうち、次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
 - (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

- (8) 労働基準法をはじめとする労働関係法令、消防法、労働安全衛生法その他業務実施に関わる諸法令を遵守していない者でないこと。
- (9) 法人税、法人事業税、法人県民税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納していない者（任意団体の場合は、その代表者において納税義務がある税種について滞納がないこと）
- (10) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないことと認められる者でないこと。

4 参加申込手続

(1) 募集要項等の配布

- ア 配布期間：公募開始日から令和8年3月19日（木）午後5時まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- イ 配布場所及び受付場所

下記(6)の事務局で配布するほか、徳島県 HP（下記 URL）からダウンロード可能。
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/nyusatsu/itaku/7310854/>

(2) 質問の受付

本業務に係る質問は、「質問書」（様式第2号）により行うものとし、電子メールにより事務局まで提出し、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

なお、質問内容は原則として、業務内容や手続に関する事項に限るものとし、他の事業者からの企画提案書提出状況や積算に関する内容等の質問及び口頭での質問は受け付けない。また、回答は参加申込みをした全ての者に対して行う。

質問の受付期限：令和8年3月19日（木）午後5時まで（必着）

(3) 参加申込

本プロポーザルに参加（企画提案書を提出）する場合は、「参加申込書」（様式第1号）に必要事項を記入の上、電子メールにて事務局まで提出し、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

提出期限：令和8年3月25日（水）午後5時まで（必着）

(4) 企画提案書及び見積書等の提出

5の(1)～(4)に記載する書類等を各7部、5の(5)に記載する資料は正本1部、副本6部を、持参又は郵送（書留又は配達記録）により事務局まで提出すること。また、持参又は郵送した書類のデータ（5の(5)を除く）についても電子メールで事務局まで提出すること。（電子メールでの提出方法は、参加者へ別途連絡する。）

提出期限：令和8年4月3日（金）午後5時まで（必着）

(5) 参加辞退

参加申込書提出後に企画提案の参加を辞退する場合は、応募辞退届（様式第5号）を持参又は郵送により提出すること。

提出期限：令和8年4月3日（金）午後5時まで（必着）

(6) 提出先（事務局）

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
徳島県経済産業部企業支援課 創業・経営支援担当
電話：088-621-2147 ファクシミリ：088-621-2853
電子メール：kigyoushienka@pref.tokushima.lg.jp

5 企画提案書の作成について

提案書は、10枚以内、A4サイズとする。ただし、表紙及び事業者概要に係る既存のパンフレット等は枚数に含めない。

なお、提案にあたっては仕様書及び4の(1)で配布する「万代庁舎使用上の注意事項」を踏まえたものとする。

- (1) 企画提案書（様式第3号）（任意様式可）
- (2) プレゼンテーション用資料及び電子データ
電子データはPowerPointもしくはPDFとすること。
- (3) 見積書（様式第4号）（任意様式可）
見積りの基礎となる内容及び数量等の積算内訳を記載すること。
- (4) 事業者（提案者）の概要及び実績（任意様式）
 - ア 事業者（会社、団体）の概要（既存のパンフレット等でも可）
 - イ 類似案件の実績
- (5) その他の提出資料
 - ・ 全員共通で提出が必要な資料
 - ア 直近2期分の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの（設立1年未満等で決算書がない場合は、事業計画書及び予算書で可）
 - イ 法人税（法人の場合）又は所得税（個人・任意団体の代表者等の場合）、並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明書（発行後3ヶ月以内）
 - ウ 都道府県税について未納がない旨の証明書（発行後3ヶ月以内）
 - ・ 応募主体の区分によって必要となる資料
 - エ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（法人の場合）
 - オ 開業届の写し（個人事業主の場合）
 - カ 団体の規約（会則）、役員名簿（任意様式）（任意団体の場合）
- (6) その他
 - ア 参加者は、企画提案書の提出をもって本要項及び仕様書の記載内容に同意したものととする。
 - イ 提出された提案書類は原則情報公開の対象とする。
 - ウ 企画提案は1者につき1提案とする。
 - エ 当該企画提出に要する全ての経費は、参加者の負担とする。
 - オ 提出された書類は返却しない。
 - カ 提出期限後は、提出書類の変更、追加、差替、再提出又は撤回を認めない（審査に影響を与えない軽微なものを除く）。
 - キ 提出書類は、審査に必要な範囲において複製することがある。
 - ク 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
 - ケ 提出された「参加申込書」、「組織概要及び事業実績」及び「企画提案書」が次のいずれかに該当する場合は、原則として、その参加表明書等を無効とする。
 - ・ 提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
 - ・ 全部又は一部が提出されていない場合
 - ・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - ・ 虚偽の内容が記載されている場合
 - ・ 本要項及び仕様書に示した提案に関する要件に適合しない場合
 - ・ その他不正な行為等があったと認められる場合
 - コ 受託者は、受託する業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
 - サ この業務により知り得た秘密は、他人に漏らさないこと。

6 受託候補者の選定について

(1) 選定方法

徳島県が設置する選定委員会において、提出された企画提案書をもとに、参加者のプレゼンテーションを実施した上で、提案内容や積算の妥当性等、総合的に評価し選定する。

ア プレゼンテーション実施日

令和8年4月上旬を予定

※日時及び場所は参加者に別途連絡するものとし、これを欠席した場合は、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。

イ プレゼンテーション所要時間

1者あたり15分以内で説明すること（説明15分、質疑15分）

※参加者数により時間は増減する場合もある。

(2) 評価基準

審査にあたっては、以下の「評価基準」により、総合的に評価し、最優秀提案者を選定する。最優秀提案者は、特段の理由がない限り、契約予定者に決定する。

評価項目	評価内容	配点
業務の理解度	提案内容が事業の目的・趣旨を十分に踏まえたものとなっているか	20
企画提案の企画力及び実行性	・企画提案の全体について、創造的な企画力があるか ・会場の特性を理解し、催事を安全かつ効果的に実施できる提案となっているか	25
業務実施体制	業務を実施するための体制が整い、効率的に実施できる団体であるか	20
計画の実現性	業務スケジュールが具体的で、確実に実行できる計画となっているか。	25
経費積算の妥当性	提案の内容、成果から見て見積額及び積算根拠は妥当であるか	10
合計		100

(3) 提案者が1者であった場合の取扱い

提案者が1者の場合においても、審査を実施するものとし、審査の結果、総合評価が平均60%以上の得点（60点以上）を獲得し、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該事業者を契約予定者として決定する。

(4) 評価結果

評価結果は、企画提案書を提出した全ての者に書面で通知するとともに、最優秀提案者の名称を県HPにて公表する。

(5) 評価対象からの除外

次の要件のいずれかに該当した場合は、失格（選定対象から除外）とする。

ア 3に記載する参加資格を満たさない者

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 2案以上の企画提案をした場合

エ 他の提案者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合

オ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

7 契約に関する事項

(1) 契約の通知について

選定委員会が選定した最優秀提案者を契約予定者とし、徳島県からその旨を通知した後、速やかに契約を締結する。

なお、プレゼンテーションはあくまでも提案者の企画力、実施能力等を判断するために行うものであり、企画内容・経費について再度調整を行った後に契約を締結する。ただし、契約条件が調整できない場合には契約しない場合がある。

(2) 最優秀提案者との協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となったものを契約予定者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結する。

(3) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い

ア 成果物及びその構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含むものとする。

イ 成果物及びその構成素材に関する著作権（製作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て徳島県に帰属するものとする。

8 公募に係るスケジュール

募集開始	令和8年3月11日（水）
募集要項等の配布期限	令和8年3月19日（木）午後5時まで
質問受付期限	令和8年3月19日（木）午後5時まで（必着）
参加申込書提出期限	令和8年3月25日（水）午後5時まで（必着）
企画提案書提出期限	令和8年4月3日（金）午後5時まで（必着）
事業者選定委員会開催	令和8年4月上旬
選定結果通知	令和8年4月中旬